

令和3年度

第1回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和3年4月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第1回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

| | | |
|-------|------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 9件 |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について | 1件 |
| 議案第5号 | 相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について | 3件 |
| 議案第6号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について | 1件 |
| 議案第7号 | 千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について | 30件 |
| 議案第8号 | 遊休農地に関する措置の実施計画について | |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について | 3件 |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について | 19件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について | 43件 |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について | 2件 |
| 報告第5号 | 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 25件 |
| 報告第6号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条） | 1件 |
| 報告第7号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条） | 4件 |
| 報告第8号 | 令和2年度 農業委員会年次報告について | |

<出席委員> (16名)

| | |
|-----------|----------|
| 1番 小川友安 | 2番 浅川政明 |
| 3番 深谷耕司 | 4番 齊藤元治 |
| 5番 清宮惠理子 | 6番 槇本泉 |
| 7番 長谷川秀明 | 9番 長谷部衡平 |
| 10番 中村浩道 | 11番 秋庭重樹 |
| 12番 佐々木貴史 | 13番 猪野桃夫 |
| 14番 齊藤憲次 | 15番 石井一也 |
| 16番 市原律子 | 17番 高橋芳和 |

<欠席委員> (1名)

8番 横山清亮

<事務局説明員>

| | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 表谷拓郎 | 次長 圓城寺英樹 |
| 次長補佐 齋藤聡子 | 農地活用班長 中村健一 |
| 農地保全班長 原田賢一 | 農地審査班長 高山智裕 |
| 農地指導班長 長谷川隆之 | |

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和3年度第1回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。

まず、齊藤 憲次委員、高橋 芳和委員のご両名に、県知事から国有財産管理人の委嘱状が届いていますので、議事に先立ちまして、私より伝達を行います。

それでは、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。

齊藤委員、高橋委員、前へお進みください。

議場

—————委嘱状伝達—————

議長
(長谷部会長)

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号3番 深谷 耕司 委員

議席番号4番 齊藤 元治 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、第1項の権利者が、〇〇委員となっております。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに、〇〇委員にご退室いただいた上で、第1項を審議、採決し、その後、〇〇委員に再入室いただき、第2項及び第3項を審議、採決することとします。

それでは、〇〇委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

議場

————— 〇〇委員退室 —————

議長
(長谷部会長)

それでは、第1項について、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。

第1項です。

議案書1ページをご覧ください。

お手元の資料1ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区高根町に在住の方が、義務者であります若葉区高根町に在住の方が所有する若葉区高根町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号第1項について許可することに賛成の方は、挙手願います。

——— 挙手 ———

賛成全員でございますので、議案第1号第1項について許可と決定いたします。

それでは、〇〇委員にご入室いただきます。

議場

——— 〇〇委員入室 ———

議長
(長谷部会長)

それでは、第2項及び第3項について、説明をお願いいたします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。

第2項です。

お手元の資料2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中田町に在住の方が、義務者であります東京都目黒区に在住の方が所有する若葉区中田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生、里芋、大根を予定しております。

次に第3項です。

議案書2ページをご覧ください。

お手元の資料3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区土気町に在住の方が、義務者であります緑区土気町に在住の方が所有する緑区土気町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、牧草を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

事務局

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号第2項及び第3項について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

賛成全員でございますので、議案第1号第2項及び第3項について許可と決定いたします。

議長
(長谷部会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。

議案第2号ですが、第1項及び第2項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

議案書3ページをご覧ください。

お手元の資料4ページから6ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、研究農場施設用地とするものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから南東に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可とされておりますが、本件は、農地法施行令第4条第2号イに規定する農業用施設に該当するため、第1種農地の例外として認められるものです。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、生垣により、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は浄化槽にて処理後、雨水管へ接続し、雨水は雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、農業従事者による農業の用に供する建築物の建築のための開発行為にあたるもので、都市計画法上の開発許可を要するものではありません。

次に第2項です。

本案件は、議案第3号第4項と一体案件ですので、後程ご説明いたします。

次に第3項です。

議案書4ページをご覧ください。

お手元の資料11ページをご参照ください。

本案件は、貸駐車場用地とするものです。

申請土地は、千葉東インターチェンジから東に700メートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、緩衝地を設け、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第1班としましては、農地法上の許可要件を満たしており申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

梶本委員

第1項について、第1種農地が例外的に転用が認められるケースとして、農業用施設等の用に供する場合がありますが、研究農場施設用地は農業用施設に該当するのでしょうか。

事務局

農業用施設に関しては疑義があったため千葉県に確認をしたところ、施設内で何を行うかという観点から見て農業に関連するものであれば、農業用施設として解釈して問題ないとのことでした。このケースは隣接する圃場で栽培された農産物から種子を取り出し、施設内で乾燥・調整及び保存を行うとのことでした。今回はその内容から農業に関連する施設と判断しました。

梶本委員

千葉県に照会を行ったのですね。承知しました。

齊藤(憲)委員

所要金額3億3千万円とはどのような金額でしょうか。

事務局

建築物のみの費用で、土地代は含まれていません。

深谷委員

申請人は何を根拠に畑を取得できたのでしょうか。

事務局

登記簿謄本によると昭和42年に申請人が売買により土地を取得しています。推測にはなりますが、農地法第3条の条文には例外規定が、その中に法人が農業に関連する調査研究で使用する場合は、農地を取得することができるかとされていますので、当時このような理由で売買がなされた可能性があります。いずれにしてもかな

り昔の話であり資料が存在しないため、明確な回答は致しかねます。

深谷委員

地目は畑のままでしょうか。

事務局

地目は畑です。

清宮職務代理人

第3項について、町内自治会からの要望書は提出されていますか。

事務局

自治会からの要望書が出ています。

清宮職務代理人

現況はどのようになっているのでしょうか。何か作られているのでしょうか。

事務局

保全管理がなされています。現地確認したところ苗を植えている様子が確認できました。

清宮職務代理人

この申請者は以前に経営拡大のために農地を取得されているかと思えます。現在あまり耕作されていないようですが、元々この土地は申請人が保有していたのでしょうか。

事務局

申請人が所有していた土地です。3年前に農地法第3条の規定により農地を取得しており、今回町内自治会からの要望を受け、貸駐車場用地としたいとのことで申請を受け付けたものです。

清宮職務代理人

元々は経営拡大のために取得した農地を貸駐車場用地とすることは問題ないのでしょうか。

事務局

条文を確認したところ、農地法第3条により取得した農地を農地法第4条、第5条における農地転用ができないという明確なルールはありません。千葉県の指針において3年という基準があり、今回は3年を経過し、かつ町内自治会から要望があったことを踏まえ受け付けました。

清宮職務代理人

現地を見ていないのでわかりませんが、駐車場に困るような場所なののでしょうか。経営拡大のために取得した農地を農地以外に転用することを認めることは悪い前例とならないのでしょうか。

事務局

申請人に対しては指導をしていきたいと思いますが、この転用許可申請に関してはあくまでも条文と照らし合わせ判断させていただいた次第です。

清宮職務代理人

経営拡大のために取得した農地がその後どう使われているかを点検するシステムを作った方がいいと思います。経営拡大のために取得した農地を他の目的に転用するのであれば、元々そのような考えがあるものと捉えられても仕方がないと思いますし、それを認めるのは疑問があります。

事務局

農地法第3条により取得した農地がどのように使われているかについては、農業委員会では利用状況調査等がありますので、ご指摘の点を踏まえどう対応すべきか検討していきたいと思います。

橋本委員

本来であれば農地を取得してからの3年間は、保全管理ではなく耕作をしていなければならないと思いますが、その点検をどこが行っているのか、疑問に思いました。これを農業委員会の体制ではすべて行うことはできないでしょうから、こうしたシステムについて再検討した方がよいと考えます。

事務局

ご指摘のとおり、現状の体制ではどうしても限界がありますが、取得した農地を点検することは重要です。そのためのシステムというハードルが高いのですが、何かしらの取組みを事務局内で検討していきたいと思います。

補足ですが、申請土地の周辺にお墓があり、進入路が渋滞することによって要望があったと聞いています。

深谷委員

3年間の法的根拠はあるのでしょうか。

事務局

法令上の根拠はなく、千葉県の方針においてルールが定められています。

深谷委員

保全管理の内容によっては農地としての機能を果たしていると言える場合もあるかと思いますが、いずれにしても状況を確認することは重要です。

橋本委員

提案ですが、3年間すべて確認するのではなく、最後の1年間に

において現地調査をする際に、該当する案件があれば確認するという
ことでよいのではないかと考えます。

議長
(長谷部会長)

経営規模拡大で耕作していないのはおかしいと思います、経営規模
拡大のために取得した農地については耕作しているかどうかの
実態を確認したうえで、議案を上程してもらいたいと思います。

深谷委員

貸した駐車場はそれに対する見返りはあるのでしょうか。

事務局

その点については審査するうえで確認する項目ではないのでわ
かりかねますが、おそらく賃料は発生するかと思います。

清宮職務代理者

議案を上程する際に、事務局で保有している情報については書面
でなくても提供願います。そうでなければ誤った判断をしてしまう
かもしれません。

事務局

個人情報の問題も含め、農地法以外の部分と農地法で判断する部
分とのバランスを取りながらやっていかなければならないと思
います。

議長
(長谷部会長)

市民は見ているのですから、農業委員会が機能していないのでは
ないかと疑念も抱かれないようにするためにも、ある程度の追跡調
査はお願いしたいと思います。

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号第1項について
許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号第1項については、許可
と決定いたします。

議案第2号第3項について許可することに賛成の方は、挙手願
います。

議場

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

反対多数でございますので、議案第2号第3項については、不許可となります。

長谷川委員

3年間農地として活用していたかは確認する方法はないので致し方ないと思います。仮に農地の状態で3年間保全していて、3年後には農地転用をするというケースでは農業委員会としては許可すべきではないでしょうか。

これが優良農地であれば問題になるかもしれませんが、仮に住宅の中にあるような農地で、農地の状態でしか買えない場合も多いと思います。それで買った農地を3年後に転用したいというケースがあったとしても、それは認められるのではないかと考えます。

橋本委員

やはり一度農地法第3条で取得しているので耕作するのが前提だと思います。3年後に貸駐車場用地として転用すれば、貸駐車場なので利益が発生します。この案件を許可すると同様なケースが多発してしまうのではないかと危惧されます。今回は一度保留にし、農地を取得した場合の対応について、再度申請者と議論すべきと考えます。許可する前に何らかのアクションをおこすべきではないでしょうか。

長谷川委員

ルール違反をしているわけではありませんので、私は許可すべきだと考えます。

齊藤(憲)委員

面積758㎡を有効に使うのであれば駐車場の方がいいのではないかと思います。駐車場ができて恩恵を受ける人もいて、将来的にはいいのではないのでしょうか。

清宮職務代理者

航空写真を見たところ畑とは思えない状態であったので、3年間は少なくとも保全する程度のことにはしていないといけないかと思っています。

議長
(長谷部会長)

保全管理は難しい問題で、ただ草を刈っていればいいのではなく、耕作をしたという実態があつての規模拡大ではないかと思いません。

佐々木委員

法律に基づいているので農地法第4条により転用されるのは賛成ですが、その前段階で規模拡大のために耕作をしていないことに

は賛成しかねます。

事務局長

保有している情報を提供してほしいとお話がありましたが、多種多様な情報が入ると客観的に見るのが難しくなるという問題があります。農業委員会としては規模拡大のために取得した農地をチェックできなかったことは反省材料としてありますが、審査するにあたってはこの段階でルール違反であるか否かという観点からお願いしたいと思います。

長谷川委員

3年間農地の状態として保全した場所を転用したいのは認めざるを得ないと思います。こういう案件があるからチェック体制を確立しようと進めるべきではないでしょうか。

議長
(長谷部会長)

議案第2号第3項については一度採決をしたわけですが、その採決を白紙に戻すことについて議長提案をさせていただきたいと思います。それでは議案第2号第3項の採決について白紙に戻すことに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号第3項の採決については、白紙に戻すことと決定いたします。かつ、議案第2号第3項について再度審議願いたいと思います。

秋庭委員

今後同様のケースが発生するかもしれません。この案件の採決をただ白紙に戻すだけでなく、それに備えマニュアルのようなものを整備するというを進めていくべきだと考えます。

議長
(長谷部会長)

同様のケースについての件数は多くはないでしょうから、事務局で事前の現地確認や過去の経緯も調べたうえで議案に上程してもらいたいと思います。

事務局

事務局でも善処したいと思います。農業委員の皆様におかれましても農地利用最適化推進委員の方々と協力してやっていただければと思います。

佐々木委員

協力することは可能です。ただし情報が紙ベースなのでデジタル化が進むことが望ましいです。

長谷川委員 実際には規模拡大のために農地を取得しているケースはたくさんあります。その後の利用状況を確認するシステムを作った方がいいという話がありましたが、本当に耕作しているかを3年間チェックすることはこの体制では無理ではないかと思います。

事務局 すべてを網羅するということは非現実的です。どのように妥協点を見つけるかということを経理局で検討したいと思います。

秋庭委員 こういう時代だから人員も削減されています。そのため機械化していくべきだと思います。

深谷委員 提案ですが、農地の利用状況調査でここ3年間の貸付地を明示できないのでしょうか。そうすれば必ず該当地を確認するという可能ではないのでしょうか。

事務局 利用状況調査でどのようなデータが抽出され、またどのようなデータがあるかを確認の上、時間を要するかもしれませんが、事務局で検討したいと思います。

橋本委員 さきほど意見が出たように、そう件数が多いわけではありません。各委員が所管する地域だけでも見るということで可能ではないかと思います。総会の資料は事前に送付されるので、それを見ながらパトロールするなど、今できる範囲で対応すれば可能ではないでしょうか。

議長 (長谷部会長) 他に質問、意見等無いようですので、改めて採決いたします。議案第2号第3項について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場 ——— 挙手 ———

議長 (長谷部会長) 賛成多数でございますので、議案第2号第3項については、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。

はじめに第1項です。

議案書5ページをご覧ください。

お手元の資料12ページから14ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、
10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と事業所が混在しております。

被害防除は、既存ブロックにより、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

お手元の資料15ページから17ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、千葉市立大宮小学校から北に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、
10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第3項です。

議案書6ページをご覧ください。

お手元の資料18ページから20ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、千葉市立更科中学校から東に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、隣接する農地の広がり10ヘクタール未満であり、
農業公共投資の入っていない小集団の農地であることから、第2

種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と事業所が混在しております。

被害防除は、鋼板を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第4項です。

本案件は、議案第2号第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料7ページから10ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立若松中学校から南に約200メートルに位置する農地です。

農地区分は、議案第2号第2項については、下水道管とガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に千葉市立若松中学校と病院があることから第3種農地と判断し、議案第3号第4項については、千葉都市モノレール小倉台駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を雨水管へ接続(せつぞく)します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第5項です。

議案書7ページをご覧ください。

本案件は、議案第4号と一体案件ですので、後程ご説明いたします。

次に第6項です。

お手元の資料24ページをご参照ください。

本案件は、資材及び車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立花見川小学校から東に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に花見川第三保育所と千葉市立花見川小学校があることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、コンパネを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

次に第7項です。

本案件は第8項と一体案件であり、また第9項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書8ページ及び9ページをご覧ください。

お手元の資料25ページ及び26ページをご参照ください。

本案件は、第7項及び第8項は従業員用貸駐車場用地、第9項は重機専用貸駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南東に約1.1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、既存ブロックにより、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第1班としましては、農地法上の許可要件を満たしており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

梶本委員

議案第3号第2項について、権利者の代表社員はどこの国の方でしょうか。日本国籍を取得しているのでしょうか。また、車両置場用地とするとのことですが、農業機械器具等をどのように保管するのでしょうか。置場だけとするのであれば問題ないと思いますが、分解し部品から油を抽出するようなことであれば周辺に流出するので、千葉県ヤード設置適正化条例に抵触する可能性があります。

もう一点は被害防除のためにフェンスを設置するとのこと、中にはヤードで仕切って内部が全く見えないケースもあるため、素通

しのフェンスを設置するよう指導した方がいいのではないかと過去に農業委員会内で議論されたこともあります。通常は3メートルぐらいの高さだと思いますが、どのぐらいの高さでしょうか。

事務局

まず、一点目の代表社員の国籍についてですが、この度は法人として受け付けたものであるため代表社員の国籍については確認していません。法人自体は平成23年の設立から約10年になるので事業自体は行えるかと思われま。

二点目については、申請者は車両等を設置するのみであり解体することはないため、千葉県ヤード設置適正化条例の適用対象にはなりません。

三点目についてはフェンスの高さまでは確認していませんが、背丈程度の高さとのことです。また車両の入口付近からは内部が見えるように設置するとのことです。

橋本委員

承知しました。いずれにしても疑念を抱かれないような施設にしていきたいと思ひます。

深谷委員

平成23年当時合同会社は存在していたのでしょうか。

事務局

その点については確認しておりません。

長谷川委員

類似のケースは以前にもありました。気掛かりなのは本当に車両等を置くだけかという点です。事後に分解等を行っていないかをチェックするシステムを検討した方がいいのではないのでしょうか。

佐々木委員

第6項について、被害防除のためにコンパネを設置するとのことですが、問題ありませんか。

事務局

隣接地に土砂や碎石等が飛ばないようにコンパネを設置するとのことです。また、近隣の方にも予めその点を伝えるよう指導したうえで許可申請を受け付けていますので、トラブルになる可能性は低いと思われま。

橋本委員

コンパネとはコンクリートを流し込むときに使われる合板型枠です。これが恒久的な飛散防止に対応できるとは思えま。他の案件でも土砂の流出防止のためにブロックを設置するケースが多いので、コンパネではなくブロックを設置した方がいいのではない

でしょうか。

長谷川委員

仮に許可するとした場合に、許可条件としてこの点を附帯条件として追加することはできないでしょうか。

事務局

総会で出た意見については許可指令書を渡す際に口頭で転用事業者等に伝えていきますので、この点についても改めて伝えるようにします。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号第2項、議案第3号第1項から第4項及び第6項から第9項について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号第2項、議案第3号第1項から第4項及び第6項から第9項については許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。
第1項です。
本案件は、議案第3号第5項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書7ページ及び10ページをご覧ください。

お手元の資料21ページから23ページをご参照ください。

本案件は、所有権移転を伴う特定建築条件付売買予定地用地へ農地転用をするため、令和2年12月に開催された第10回総会に上程され、許可されたものです。

変更申請の理由として、当初計画では既存のゴミ置場を使用する予定でしたが、当初許可後、使用に関する住民の同意を得ることができず、ゴミ置場を新設する必要が生じた為です。

については、総事業面積がゴミ置場の新設により増加するものです。

なお、事業計画の内容については変更ありません。

また、議案第3号第5項に係る申請土地は、計画変更により増加した土地で、京成幕張駅から北に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、京成幕張駅から1キロ以内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は雨水浸透施設にて処理後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

事前審査第1班としましては、農地法上の許可条件を満たしており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可及び承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号第5項は許可、議案第4号は承認と決定いたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。

第1項から第3項まで、すべて、千葉南税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項です。

緑区高津戸町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田2筆、面積677平方メートル及び畑7筆、面積4,588平方メートル、同区平川町の田4筆、面積3,336平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月23日の現地調査により、小川推進委員に確認していただきました。

第2項です。

緑区あすみが丘在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区大椎町の田2筆、面積4,069平方メートル及び畑10筆、面積5,052平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月22日の現地調査により、萱野推進委員に確認していただきました。

第3項です。

緑区大椎町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区大木戸町の畑1筆、面積3,914平方メートルのうち3522.60平方メートル、同区大椎町の田7筆、面積10,651平方メートル及び畑4筆3588.66平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月22日の現地調査により、萱野推進委員に確認していただきました。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、利用状況確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班
(高橋班長)

説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

第1項です。

花見川区千種町に在住の方が所有している、同町の畑1筆、面積3,004平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、令和3年3月30日の現地調査により、藤代推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

(長谷部会長)

事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第1項から第19項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、〇〇委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。それでは、第1項及び第2項に関する〇〇委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

議場

———— 〇〇委員退室 ————

議長
(長谷部会長)

それでは初めに、第1項及び第2項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。議案書の13ページをご覧ください。

第1項及び第2項は、権利者が同一のため一括して説明します。市原市辰巳台東在住の方、他1名が所有する若葉区中田町、同区高根町の畑1筆及び田1筆、合計面積3,471㎡を同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻、ネギ」です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等
ございましたらお願いします。

議場

—— 質問・意見等なし ——

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、
挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員（賛成多数）でございますので、第1項及び第2項につ
いては、原案どおり決定といたします。
それでは、〇〇委員にご入室いただきます。

議場

—— 〇〇委員入室 ——

議長
(長谷部会長)

第3項から第19項の審議に移りますので、〇〇委員におかれま
しては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

議場

—— 〇〇委員退室 ——

議長
(長谷部会長)

それでは事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ
り、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否に
ついての判断を依頼されたものです。

議案書の14ページをご覧ください。

第3項から議案書22ページの第19項までは、権利者が同一の
ため一括して説明します。緑区椎名崎町所在の農地所有適格法人
が、同区富岡町在住の方、他16名が所有する同区刈田子町、椎名
崎町、中西町の田36筆、合計面積58,875㎡に賃借権を設定
するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稲」です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権
利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事

するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

—— 質問・意見等なし ——

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第3項から第19項については、原案どおり決定いたします。
それでは、残りの審議に移りますので、〇〇委員にご入室いただきます。

議場

—— 〇〇委員入室 ——

議長
(長谷部会長)

それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(高橋班長)

ご説明いたします。議案書22ページをご覧ください。
第20項は、若葉区野呂町在住の農家の方が、同区中田町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,252㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は4年、権利者の作付品目は「トマト、レタスなど」です。

次に、議案書23ページをご覧ください。

第21項は、緑区大木戸町在住の農家の方が、同区大高町在住の方が所有する同町の畑15筆、合計面積4,182㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「大和

芋、キャベツ」です。

次に、議案書24ページをご覧ください。

第22項から議案書25ページの第24項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同区大井戸町在住の方、他3名が所有する同区更科町、下田町の畑6筆、合計面積6,706㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は第22項が3年、第23項及び第24項が1年で、権利者の作付品目は「サトイモ、サツマイモ、落花生」です。第23項及び第24項は設定期間が1年ですが、耕作状況に問題がなければ更新することを前提とした貸借とのことです。

第25項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全ての案件が一括方式です。

第25項は、資料の27ページをあわせてご覧ください。権利者は認定新規就農者であり、認定を受けた青年等就農計画認定申請書を添付しております。

緑区あすみが丘東所在の一般法人が、同区大木戸町在住の方が所有する同町の畑6筆、合計面積6,323㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「マンゴー、ライチ」です。

権利法人の代表者は、千葉県立農業大学校で、昨年5月から、就農者養成研修を受けている他、マンゴー栽培に関しては、館山市の農家でも研修中であり、ライチ栽培に関しては、同法人が現に行っている、熱帯果実の苗木の輸入販売事業を通じて関係性を築いた宮崎県の農業試験場の助言を得ながら行うとのことです。

また、昨年12月22日には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について協議したところです。自社インターネットサイトによる販売の他、市内飲食店等の顧客への直販を予定しています。

次に、議案書26ページをご覧ください。

第26項から第27項は、権利者が同一のため一括して説明します。

花見川区花見川在住の農家の方が、同区宇那谷町在住の方、2名が所有する同町の畑6筆、合計面積2,680㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ミニトマトなど」

です。

次に、議案書 27 ページをご覧ください。

第 28 項から議案書 28 ページの第 30 項は、権利者が同一のため一括して説明します。

中央区南生実町在住の農家の方が、緑区おゆみ野南在住の方、他 2 名が所有する中央区浜野町の田 8 筆、合計面積 3,957 m²に使用貸借権を設定するもので、設定期間は第 28 項が 10 年、第 29 項及び第 30 項が 5 年、権利者の作付品目は「水稻」です。

権利者は高齢ですが、子が後継者として従事しています。

第 1 項から第 30 項の合計面積は、87,446 m²です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第 1 班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第 1 班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

梶本委員

第 21 項について、相対契約なので言及すべきことではないかもしれませんが、賃借権設定の単価 10,000 円とは 10 アール当たりの金額でしょうか。

事務局

全面積当たり 10,000 円です。

深谷委員

第 23 項及び第 24 項について、設定期間が 1 年で、耕作状況に問題がなければ更新することを前提とした貸借とのことですが、条件付での要件はあるのでしょうか。

次に、第 25 項について、青年等就農計画認定申請書が添付されており、年間農業所得の現状がマイナス 3,947 千円とありますが、これは開業に係る費用でしょうか。また、経営管理に関する目標としてマンゴー販売について研修先の事業者から事業用資産を継承するとありますが、この鉄骨ハウスを移設するのでしょうか。

また、研修について、宮崎農業試験場まで研修に行かれたのでしょうか。

事務局

ご指摘のとおり利用権設定について期間に定めはありません。第23項及び第24項について、附帯契約を設けているわけではありません。第25項についてマイナス3,947千円は就農準備のための支出によるマイナスです。事業用資産の継承については研修先の経営者が高齢で規模を縮小されるため主に果樹を譲り受け移植するとのこと。権利者の法人は農業開始のために設立された法人ではなくすでに熱帯果樹苗木の輸入販売を行っており、それを通じて得られた宮崎農業試験場とのコネクションを活かして農業経営を行うとのこと。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第20項から第30項についても、原案どおり決定いたします。

次に、議案第8号「遊休農地に関する措置の実施計画について」を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局

別冊の議案書1ページをお願いします。
議案第8号「遊休農地に関する措置の実施計画について」ですが、下段の「議案説明欄」に記載のとおり、農地法に基づく遊休農地に関する措置について、令和3年度の実施計画を定めようとするものです。

2ページをご覧ください。具体的な実施計画案です。

まず、1の「農地の利用状況調査」ですが、

(1)、農地利用最適化推進委員及び農業委員による現地調査を実施します。現地調査の結果、遊休農地と判定されたものに対し、事務局が写真撮影等の確認作業を行っていくという体制で実施いたします。

(2)、納税猶予制度の適正な運用、農地が集団的に利用されてい

る優良農地の遊休農地化防止及び遊休農地の有効利用を図るため、納税猶予適用農地並びに農振農用地を重点に全農地の調査を行います。

(3)、その他、農業者からの遊休農地に係る相談等は、随時、地区担当の農地利用最適化推進委員を中心として対応します。

次に、2「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、

(1)、利用状況調査により把握した新規発生の遊休農地の所有者等に対し、利用意向調査を実施します。

(2)、農地中間管理機構への貸付希望者の情報を同機関へ通知します。

これは、所有者等から利用意向調査の回答を得て、耕作再開又は農地中間管理機構等への貸付けなど、今後の農地の利用意向について確認するものです。

次に3「利用意向調査後の状況確認とその後の措置」ですが、

(1)、所有者等の利用意向調査実施から6ヶ月を経過した後、意向表明の履行状況、及び意向表明のない方についての利用状況確認を実施します。

(2)、状況確認の結果、表明した内容が実施されていない、又は、該当農地の利用状況に改善が見られない場合は、農地法第35条第2項但し書き等の場合を除き、総会の議決を経て、農地法第36条に規定に基づき、所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を行うこととなります。

次に、4「非農地判定調査」ですが、(1)から(3)に該当する農地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員による現況確認を実施し、これに基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断を行います。

続いて、3ページ、5の「令和3年度 実施スケジュール」についてですが、別紙(案)のとおりと記載してあります。

これについては、4ページの「令和3年度 実施スケジュール(案)」をご覧ください。

「実施計画案」で説明した内容を、時系列でスケジュール表に記し

たものです。

実施順に○数字（①から⑨）で記載しています。

まず、一番上の段、1の「利用状況調査」ですが、

①で、調査用地図・航空写真・台帳整理を5月下旬までに行い、農地利用最適化推進委員に現地調査用の資料を配付します。

②で、農地利用最適化推進委員及び農業委員による現地調査を実施し、遊休農地等の把握を行います。

③で、現地調査で把握された遊休農地・荒廃農地について、事務局による現地確認、写真撮影を行い、

概ね9月末までに調査を完了する予定です。

次に、2段目です。

2の「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、

④遊休農地所有者等への利用意向調査を実施します。11月末までに発送し、翌年、令和4年2月中旬までに取りまとめを行う予定です。

利用意向調査の結果、貸付希望がある遊休農地については、

⑤で、令和4年2月に貸付け先の農地中間管理機構等に通知します。

次に3段目です

3の「利用意向調査後の状況確認とその後の措置」ですが、

⑥利用意向調査後の状況調査を、翌年度の令和4年10月末までに実施していきます。

⑦及び⑧に該当がある場合については、総会の審議を経て、農地中間管理機構との協議勧告及び非農地判定を行います。

次に、4段目、4「非農地判定調査」ですが、

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を随時実施して参ります。

⑨の非農地判定に該当がある場合については、市課税担当課等へ通知します。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの、事務局の説明について、

(長谷部会長)

質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

—— 質問・意見等なし ——

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事務局の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、承認と決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第8号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の29ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、3件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の30ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の32ページまでに19件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の41ページまでに43件ご

ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の42ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、2件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の43ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の45ページまでに25件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の46ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）」は、1件ございました。

内容につきましては、3月の総会で審議されたもので、3月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

議案書の47ページをご覧ください。

報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、4件ございました。

内容につきましては、3月の総会で審議されたもので、3月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告第8号「令和2年度農業委員会年次報告について」です。

本件は令和2年度の農業委員会への申請状況や委員の活動状況をまとめてご報告するものです。

議案書別冊の、5ページをお願いします。

はじめに1の「農地の権利移動（第3条）及び農地転用（第4条、第5条）等の状況」ですが、

（1）「農地法第3条の状況」については、件数は、112件、面積は、549,236㎡です。前年度に比べ件数で4件減少し、面積も、61,395㎡減少しました。

次に（2）「農地法第4条の状況」については、件数は、174件、面積は、67,733㎡です。前年度に比べ件数で30件増加し、面積は、7,844㎡減少しました。

（3）「農地法第5条の状況」については、件数は、618件、面積は389,901㎡です。前年度に比べ件数は37件増加し、面積も52,895㎡増加しました。

次に（4）「現況確認書（非農地証明）の交付状況」については、交付件数は、8件、面積は、7,843㎡です。

次に（5）「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付状況」ですが、相続税の交付件数は、3件、面積は、9,341㎡です。贈与税の交付は、ありませんでした。

次に（6）「登記官からの地目変更登記に係る照会状況」についてです。

照会件数は、193件、面積は、165,178㎡、現地調査回数は、0回です。

ただ今、ご説明しました、農地法第3条・4条・5条等の詳細については、次ページに記載していますので、後ほど、ご覧ください。

次に7ページをお願いします。

4「農地違反転用防止対策事業」ですが、

（1）未然防止の啓発、（2）違反転用の主な事例、（3）指導体制の強化につきましては、記載のとおりです。

（4）事業実績ですが、違反転用件数が25件でそのうち19件が是正に至っており、6件が是正指導中です。違反転用の内訳、件数については、無許可造成が8件と最も多くなっております。

次に8ページをご覧ください。

5「農地改革関連事務」ですが、農地改革に係る買収・売渡等の調査及び資料提供を行う事務ですが、令和2年度の相談件数は、0件でした。

6「農業委員会による和解の仲介」についても、令和2年度の申立ては、ありませんでした。

7「国有農地等に関する管理」の状況ですが、(1)表の下段、「計」の欄をご覧ください。令和3年3月末現在で、平成21年の農地法改正以前に国が取得した国有農地は、67筆、26,854㎡となっています。

(2)開拓財産の処分は0件です。

また、(3)農地法改正後に取得した国有農地は1筆、991㎡です。

次に9ページをご覧ください。

8「農地銀行」についてですが、始めに、(1)農地銀行活動として、昨年11月17日、青葉の森公園で開催された、「経営力強化・農地集積促進シンポジウム」に参加しました。

利用権の終期満了に伴う再設定の通知を貸し手68戸、借り手43戸に行いました。

農地銀行制度の普及・啓発を図るため、ホームページへの通年掲載を行いました。

続きまして、(2)「農地銀行登録・権利設定状況」についてですが、令和2年度の登録状況は、193筆、243,718㎡です。

累計として、現在、617筆、649,727㎡登録されています。

続きまして、(3)「年度別利用権設定状況」についてですが、令和2年度の利用権設定面積は、新規設定が498,198.40㎡で、再設定が391,926㎡、合計890,124.40㎡となっています。

次に10ページをお願いします。

9「農業委員会だより」についてですが、令和2年度につきましても農業委員会だよりを、農家の方々に農業に関する各種施策や営農情報等を提供するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員で構成する編集委員会で企画・編集し、農業組合長を通じ、農家に配布いたしました。

発行部数、発行回数につきましては、記載のとおりです。

掲載の内容については、表のとおりで、千葉市農業振興地域整備計画の見直し、千葉市農林業成長アクションプラン、農業者年金などに関する情報提供を行いました。

次に11ページをお願いします。

10「会議開催状況」です。

表の部分になりますが、農業委員会総会を13回開催しました。
農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議を3回開催しました。

次に12ページをお願いします。農業委員、推進委員で構成する
班の活動を合計18回開催いたしました。

報告第8号「令和2年度農業委員会年次報告」は以上になります。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

橋本委員

提案ですが、議案第1号第2項について、あっせん等の希望があるので、農地銀行で登録できるか確認してみたいでしょうか。

深谷委員

あっせん等の希望有の場合、事務局として今後どのような手続きを経ることになるのでしょうか。

事務局

あっせん等の有無によらず、相続の届出がなされた場合、受理通知書を送付しています。その通知書の中で農地銀行について周知しています。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和3年度第1回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後0時20分)